



令和元年度 教育委員会 第14回定例会 議案

- 1 日 時 令和元年12月 4 日 (水) 午後 1 時30分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 議 事
第 32 号議案 志榛地区新構想高等学校 (仮称) の敷地の選定
- 4 報告事項
- 5 閉 会

第 32 号議案

志榛地区新構想高等学校（仮称）の敷地の選定

金谷高等学校の改編により整備する志榛地区新構想高等学校（仮称）の敷地について、次のとおり選定する。

学 校 名	所 在 地
志榛地区新構想高等学校（仮称）	島田市金谷根岸町 35 番地 (現金谷高等学校の校地)

令和元年 12 月 4 日提出

静岡県教育委員会教育長

第14回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配布 報告	教育職員の免許状に関する規則の一部改正について	1

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(義務教育課)

1 概要

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、令和元年 12 月 14 日より、教育職員免許法の取得に係る成年被後見人等に対する制限事項を撤廃する改正を行った。
- 今回の改正は、法律の改正に伴う必然的かつ形式的なものであることから、「軽易な改正」に該当するものとして専決処理により行った。

2 改正の内容

宣誓書に記載されている、「第 3 号 成年被後見人又は被保佐人」の文言を削除する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式第7号の2（略）</p> <p>宣誓書</p> <p>（略）</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに該当しないことを宣誓します。</p> <p><参考></p> <p>免許法第5条第1項</p> <p><u>第3号 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>第4号 禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p><u>第5号～第7号</u>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第7号の2（略）</p> <p>宣誓書</p> <p>（略）</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないことを宣誓します。</p> <p><参考></p> <p>免許法第5条第1項</p> <p><u>第3号 禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p><u>第4号～第6号</u>（略）</p> <p>（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている宣誓書は、改正後の規則の相当する様式により提出された宣誓書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。